

## エンデュランス競技に関する公認競技会規程 第3版

### 第1条 定義

主催者からの申請に基づき、本連盟エンデュランス本部が審査の上、承認し公示する競技会を日本馬術連盟公認競技会（以下公認競技会という）と称す。

### 第2条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については、全て本規程による。

### 第3条 申請

公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の1ヶ月前までに申請料を添えて申請書（様式A-エンデュランス）を本連盟に提出するものとする。

2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会を除く。

### 第4条 公認申請料

公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料を納付しなければならない。

- 2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。
- 3 公認申請料は、1競技会につき10,000円（消費税別）とする。
- 4 納付された公認申請料はいかなる場合でも返却しない。

### 第5条 承認

審査はエンデュランス本部が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

### 第6条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

### 第7条 国際馬術連盟公認

国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を申請するものとする。

2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。

## 第8条 審査事項

審査事項は次の通りとする。

①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）

②主催者

③開催日程

④開催場所

⑤実施要項

⑥大会役員

必須：審判長、技術代表、チーフスチュワード、獣医師団長、救護獣医師、救護医師または看護師

⑦救護体制

⑧公認申請料の納付（振込み受領書の写し添付）

## 第9条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

## 第10条 技術代表

公認競技会の技術代表は、エンデュランス1級以上の審判員資格取得者から主催者が指名し委嘱する。

## 第11条 審判長

公認競技会の審判長は、エンデュランス1級以上の審判員資格取得者から主催者が指名し委嘱する。

## 第12条 チーフスチュワード

公認競技会のチーフスチュワードは、エンデュランス1級以上の審判員資格取得者から主催者が指名し委嘱する。

## 第13条 獣医師団

獣医師団は、獣医師団長リストに掲載された者を獣医師団長とし、獣医師である者で編成すること。

## 第14条 獣医師団長リスト

エンデュランス本部が実績等の審査を行い、日本馬術連盟公認競技会における獣医師団の経験が3回以上ある者、およびエンデュランス本部が認めた者の中から次年度の公認競技会獣医師団長リストを作成する。

## 第15条 公認の公示

主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

## 第 16 条 報告書

主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に、実施した全競技成績を書面で本連盟事務局に提出すること。

2 審判長、獣医師団長、チーフスチュワードは、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により本連盟事務局に報告書を提出すること。

3 3 回目(あるいはそれ以上の) FTQ-GA 判定後の獣医検査が行われた場合、主催者は本連盟事務局に上記(1)に挙げる全競技成績とともに報告書を提出すること。

## 第 17 条 競技成績

公認競技会の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

## 第 18 条 完走証明書

公認エンデュランス競技会の主催者は、完走した人馬に対して完走証明書を発行すること。

2 人馬の能力証明は、完走証明書をもって有効とする。

附則 平成 26 年 4 月 1 日に施行した総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程については、平成 30 年 3 月 15 日をもって廃止とする

附則 この規程は、平成 30 年 3 月 15 日制定、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。  
(第 4 条、第 10 条、第 16 条 2)

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。  
(第 16 条 3)